3　特定労働者協同組合の認定の取消し

(1)　行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、1㈠の認定を取り消さなければならないこととした。（第九四条の一九第一項関係）

イ　1㈢(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当するに至ったとき。

ロ　偽りその他不正の手段により1㈠の認定を受けたとき。

ハ　2㈤又は㈥を遵守していないとき。

ニ　正当な理由がなく、第一二七条第一項の規定による命令に従わないとき。

ホ　特定労働者協同組合から1㈠の認定の取消しの申請があったとき。

(2)　行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、1㈠の認定を取り消すことができることとした。（第九四条の一九第二項関係）

イ　1㈡(1)から(4)までの基準のいずれかに適合しなくなったとき。

ロ　2㈠(1)、2㈡又は2㈢を遵守していないとき。

ハ　イ及びロのほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。

4　罰則

偽りその他不正の手段により1㈠の認定を受けたこと等に対して所要の罰則を設けることとした。（第一三二条の二、第一三四条、第一三六条第一項及び第一三七条関係）

二　地方税法の一部改正関係

特定労働者協同組合の事業に係る法人の事業税について、事業の所得で収益事業に係るもの以外のものを非課税とする措置を講ずることとした。（第七二条の五第一項第二号関係）

三　租税特別措置法の一部改正関係

割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲に労働者協同組合を加える措置等を講ずることとした。（第四一条の二の二第一項及び第四二条の三の二第一項関係）

四　所得税法の一部改正関係

完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例について対象となる内国法人の範囲から労働者協同組合を除くこと及び三に伴う所要の措置を講ずることとした。（第一七七条第一項及び第二二五条第一項第一一号関係）

五　法人税法の一部改正関係

特定労働者協同組合を公益法人等の範囲に加え、収益事業から生じた所得以外の所得を非課税とする等の措置を講ずることとした。（第三七条第四項、第六六条第一項及び第二項並びに別表第二関係）

六　施行期日等

1　経過措置

所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この法律は、一部を除き、労働者協同組合法の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。

◇石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（法律第七二号）（環境省）

1　特別遺族弔慰金等の請求期限の延長

特別遺族弔慰金等の請求期限を一〇年延長し、施行前死亡者の遺族については石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二六年、未申請死亡者の遺族については当該未申請死亡者の死亡の時から二五年を経過するまでとすることとした。（第二二条第二項関係）

2　特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期の延長

特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期を一〇年延長し、施行日から二〇年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものについても、支給の対象とすることとした。（第二条第二項関係）

3　特別遺族給付金の請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限を一〇年延長し、施行日から二六年を経過するまでとすることとした。（第五九条第五項関係）

4　施行期日等

㈠　経過措置

平成二八年三月二七日からこの改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した労働者等の遺族に対する特別遺族年金については、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給することとした。（附則第二条関係）

㈡　見直し

政府は、この改正法の施行後五年以内に、改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとすることとした。（附則第三条関係）

㈢　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇在外教育施設における教育の振興に関する法律（法律第七三号）（文部科学省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、在外教育施設が海外に在留する邦人である子（以下「在留邦人の子」という。）の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、及び在外教育施設における教育を取り巻く環境の変化に対応するため、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって次代の社会を担い、及び国際社会で活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律における「学校」及び「在外教育施設」を定義した。（第二条関係）

㈢　基本理念

在外教育施設における教育の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第三条関係）

(1)　在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すこと。

(2)　在外教育施設における教育環境と学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること。

(3)　在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすること。

㈣　国の責務等

国の責務、連携の強化及び財政上の措置等についてそれぞれ定めることとした。（第四条～第六条関係）

2　基本方針

文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととした。（第七条関係）

3　基本的施策

㈠　在外教育施設の教職員の確保

国は、地方公共団体の協力を得つつ、在外教育施設の教職員を確保するために必要な施策を講ずるものとした。（第八条関係）

㈡　在外教育施設の教職員に対する研修等

国は、在外教育施設の教職員に対する研修の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとした。（第九条関係）

㈢　在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化

国は、在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化が図られるよう、参考となる資料等の情報の提供、在外教育施設における情報通信技術の活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとするとともに、在外教育施設における教育の内容がその所在する地域の特色を生かしたものとなるよう配慮するものとした。（第一〇条関係）